

渋谷区教育委員会会計年度任用職員

(スクールソーシャルワーカー) 採用選考案内

令和8年2月20日

渋谷区教育委員会

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、一会計年度内を任期として任用される非常勤の地方公務員（一般職）です。

2 募集職名・職務内容

(1) 職名

スクールソーシャルワーカー

(2) 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、次の各号に掲げる職務を行う。

- ① 課題を抱える園児、児童、生徒が置かれた学校（園）、家庭、地域への働きかけに関する事
- ② 渋谷区子育てネウボラ体制での各部署との連携した業務活動に関する事
- ③ 関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関する事
- ④ ケース会議や校内委員会等への参加に関する事
- ⑤ 学校（園）内チーム体制の構築及び支援に関する事
- ⑥ 児童、生徒、保護者への面談、家庭訪問等に関する事
- ⑦ 教職員等へのコンサルテーションや相談、情報提供に関する事
- ⑧ 教職員、関係機関等との研修活動に関する事
- ⑨ その他、教育センターにおいて必要と認められるもの

3 採用予定数

1名

4 受験資格

下記①または②に該当する者。なお、③の資格を有する者が望ましい。

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- ② 教育と福祉の両面に関し、相当の専門的知識及び能力、活動経験の実績等を有する者のうち、上記職務内容を適切に遂行できると教育委員会が認める者
- ③ 臨床心理士又は公認心理師等の心理職の資格を有する者

なお、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

5 選考日程及び選考方法

申込受付期間	令和8年2月20日（金）から令和8年3月13日（金）まで
第一次選考	選考申込書による書類選考 第一次選考合格者に対し、第二次選考の実施について通知します。
第二次選考	個人面接 第一次選考合格者を対象に実施します。面接日時は、対象者へ個別に通知します。
最終合格発表	令和8年3月末(予定)までに、選考申込者全員へ通知します。

6 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※任用後、条件付採用期間があります。
勤務日数	週4日
勤務時間	午前9時から午後5時まで（うち休憩時間1時間）を基本とします。 ただし、業務の必要により、午前8時30分から午後5時30分までの間（うち休憩時間1時間）の7時間（実働）となる場合があります。 *超過勤務が発生する場合があります。
勤務場所	渋谷区教育センター及び渋谷区内小・中学校 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町5番6号 渋谷区子育てネウボラ6階
休日	週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、その他別に定める日
報酬額	月額244,720円（地域手当相当の報酬を含む） ※ただし、報酬額は選考案内公表時における予定であり、令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定します。
期末勤勉手当	基準日に在職し、6か月以上の任期がある場合に支給します。
諸手当	地域手当等を支給します。
費用弁償	通勤手当及び出張旅費を支給します。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務日数等により取得要件や日数が異なります。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
健康診断 厚生制度	一定の要件を満たした場合に、定期健康診断、渋谷区職員互助会加入の対象となります。
社会保険	一定の要件を満たした場合に、健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
労災保険	労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

7 合格者の取扱い

最終合格者は、令和8年度会計年度任用職員候補者となり、令和8年4月1日以降に任用されます。

8 選考申込方法

次の書類を持参または簡易書留により郵送してください。

- ① 所定の申込書（必要事項を記入、写真（縦4cm×横3cm）貼付）
- ② 誓約書
- ③ 資格を証明するもの（写し）

※普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

※申込書及び誓約書は、渋谷区ホームページから印刷することができます。

受付期間	令和8年2月20日（金）から令和8年3月13日（金）まで（必着）
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日、祝・休日を除く。）
受付場所 問合せ先	渋谷区教育センター 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町5番6号 渋谷区子育てネウボラ6階 電話03-3463-3491

9 注意事項

- (1) この選考において提出された書類は、返却しません。
- (2) この選考において区が収集する個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、任用者の個人情報は人事情報として使用します。
- (3) この選考及び合格者の決定については、令和8年度の予算成立を条件とします。
- (4) 本職種へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。また採用に至るまでの過程で特定性犯罪前科について虚偽の申告をした場合、内定の取消事由となります。